農家の皆さんへ

米は適正流通全量出荷しましょう！

日本人の主食である米は、消費者への安定供給を図るため、食糧管理法により政府が責任をもって管理しています。そのため、生産者の自家消費や親類等に無償で贈るもの以外のお米は、定められたルートで流通される仕組みになっています。

また、生産者が政府米・自主流通米等の形でお米を売り渡す場合は、全て検査を受けることになっています。最近、自由米と称して未検査米が不正流通米として出回っていますが、その銘柄や等級などの品質については何の保証もありません。流通する全てのお米が検査を受け、検査証明により、その品質を保証されることによって、生産から消費まで安心して取引を行うことができます。

不正規流通米（やみ米）は、「売らない、買わない、運ばない」ように、皆さんのご協力をお願いします。

消費者の皆さん

毎日食べるお米だから信頼できるお店を選びましょう!!

—この看板のお店で—

新潟県立近代美術館巡回ミュージアムがやって来る

新潟県立近代美術館が、昨年七月に開館してから一周年を迎えました。皆さんの中でも、同美術館を訪れた人は多いのではないでしょうか。

今回のこの巡回ミュージアムは、より多くの方に近代美術館の所蔵作品を鑑賞していただこうと行われるものです。皆さんも、そのすばらしい作品群を、ぜひ一度ご鑑賞ください。

■**とき**…9月27日(火)～10月6日(木)

■**ところ**…岩室村公民館講堂

※なお、10月2日(日)には、近代美術館学芸員による解説会も行われます。

伸ばせ体力、明日への力!!

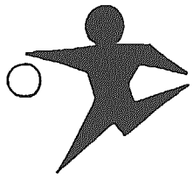

第十九回目を迎えた『村民体育祭』が、ことしも村民体育館を中心に、村民球場、和納小学校等で開催されます。日頃鍛えた体力や技を、思いきり発揮する絶好のチャンスです。皆さんもぜひご参加ください。

■**日時**…10月2日(日)、午前8時30分(開会式)

■**会場**…村民体育館外

■**実施種目**…野球、少年野球、空手、剣道、バドミントン、卓球、男女混合ソフトボール、ミニバスケットボール、テニス、ゲートボール、ボウリング

※村民体育祭についての詳しくは、『**公民館だより**』をご覧ください。

9月1日から 保険者証が変わりました

岩室村の国民健康保険者証が、九月一日から新しくなりました。

いままで使っていたクリーム色の保険者証は使用できませんので、まだ古い保険者証をお持ちの方は、早めに**役場保健衛生課国保係**へお返しください。

また、今回の保険者証の更新に伴い、遠隔地㊀の保険者証が必要な方も新たに申請してください。

《**申請に必要なもの**》

❶新しい保険者証

❷印かん

※なお、国民健康保険についてのお問い合わせは、**役場保健衛生課国保係**までどうぞ。

『秋の農作業安全運動』

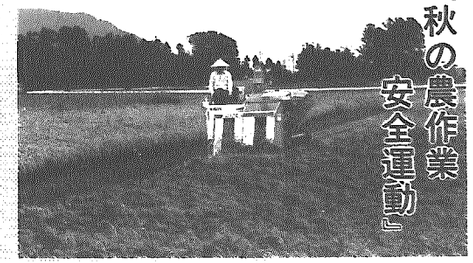

《みんなで防ごう農作業事故!!》

いよいよ稲刈りの季節ですね。

例年この時期は、コンバインなどの農業機械による事故が多発します。作業をする前には、機械の点検・整備を十分に行い、安全作業に努めましょう。

なお、コンバインなどの故障や稲ワラの除去作業は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。

農薬の航空散布にご協力いただき、ありがとうございました。

国民年金からお知らせ

●お問い合せは　役場住民福祉課 ☎82-4111

サラリーマンの奥さん

国民年金の手続きはお済みですか

◆第3号被保険者とは

厚生年金・共済組合に加入しているご主人に扶養されている、20歳以上60歳未満の奥さんをいいます。

◆国民年金の保険料は

ご主人の加入している年金制度の財源からまとめて支払われますので、ご自分で納める必要はありません。

また、ご主人の厚生年金・共済組合の保険料が、その分引き上げられることはありません。

夫の疑問

妻の疑問

◆届け出の方法

届け出用紙は、**役場住民福祉課・年金係**の窓口に備え付けてあります。

ご主人とあなたの年金手帳、ご主人の健康保険証、印かんを持参して、役場の窓口で手続きをしてください。

救急車の適正利用にご協力ください!!

——9月9日は、「救急の日」——

9月9日は『**救急の日**』、そしてこの日を含む1週間は『**救急医療週間**』です。私たちの命を昼夜にわたり守ってくれる“救急医療”。この機会に、皆さんも今一度、救急医療の重要性について再認識してみませんか。

ところで、ことしに入ってから7月までに出動した救急車は141台。その内の約65%は、軽症の方でした。救急車は、緊急を要する人を少しでも早く病院へ搬送するためのものです。消防署では、救急病（医）院の照会も行っていますので、軽症の方は自家用車やタクシー等をご利用ください。

◆救急車を呼ぶときは……

「落ち着いて、はっきりと」

救急車がより早く現場に着き、負傷者の救護をしたり病院に運んだりするには、皆さんからの通報が最大の決め手です。そこで、通報するときは次のことに気をつけてください。

1．局番なしの「**119番**」へ。
2．電話がつながったら「救急です」と伝え、自分の名を名乗る。
3．場所を知らせる（事故発生場所の地番や付近の目標物など）。
4．事故や病気の様子を知らせる（だれが、いつ、どこで、どうしたのか等）。
5．サイレンの音が聞こえたら、できるだけ救急車を迎えに出る。

もみ乾燥機等による火災にご注意を！

もみ乾燥機などの農作業機械も年々改良が進み、安全性も高くなっています。しかし、機械への頼りすぎは大変危険です。それに使い始めの頃に、特に多く火災が発生しているようです。機械を使用している間は監視を怠らず、事故（火災）のないように注意しましょう。

また、万一に備えて、乾燥機の近くには消火器などを用意しておきましょう。